

平成 22 年 2 回定例会 商工労働常任委員会

平成 22 年 7 月 21 日

亀井委員

公明党の亀井です。よろしくお願いたします。まず、はじめの質問なのですが、制度融資の取組と改正貸金業法の完全施行について何点か質問させていただきたいと思ます。経済状況はやや持ち直しの傾向が見られるけれども、中小企業ではまだまだ先行きに慎重な見方となっておりまして、雇用情勢も依然として厳しいです。一方、改正貸金業法がこの6月18日に完全施行されると承知しています。そこでこのような状況の中において、神奈川県中小企業制度融資フロンティア資金と貸金業法の完全施行に向けた対応などについて、何点かお伺いしたいと思ます。

まず、緊急経済対策融資における中小企業者への負担軽減効果は具体的にどのような内容になっているのか、確認の意味でお聞きしたいと思ます。

金融課長

平成 21 年度に充実改善してきました内容を中心に、緊急経済対策融資のメリットについてお答えいたします。

最初に融資期間の延長がございました。それから二つ目に融資利率の引下げがございました。これらにつきましては、融資期間を延長すれば当然延長に応じて月々の返済金額は減ずることになります。また、利率についても同様に、低い利率であれば返済金額が減ずることになりますが、それだけではなく、さらに借換えを利用することができる点でございます。借換えをすることによって従前借りていた以上に、新たに 10 年を融資期間として借り換えることができる、あるいは低い金利で借り換えることができる。これが大きな効果となっていると思っています。

それから、融資対象条件につきましても、リーマンショック以前、2 年前と比較してよろしいということになったこと。あるいは不況業種を、すべての中小企業全業種に広げたこと。これは融資対象の間口が広がったということでございます。

さらに、この緊急経済対策融資につきましては、平成 19 年 12 月に、保証制度において金融機関が 20% のリスクを負う責任協議制度ができておりますが、この緊急経済対策融資は信用保証協会が 100% 保証するものでございまして、金融機関が取り組みやすい資金となっているということがございます。

亀井委員

非常に借りやすくなったということですよ。今利率が下がったりとか、あと据置期間もあったり、あと 100% 信用保証協会がリスクを負担するよということで、中小企業の先ほどの質問ではないですけども、結構これはメリットがあると思うんですけども、過去にこういうことってありましたか。

金融課長

過去、同様な時期というのが平成 12 年のときに、金融安定化特別保証というのをやっております。これはやはりバブル崩壊の後に、長期的な景気の後退時期に対応するために実施されたものであります。このときも全国ベースで特別保証 枠 30 兆円という金額を御用意いたしまして、ほぼ使い切ったような

状態でしたが、そのとき神奈川県では、その保証制度は特に使ってごさいません。それは、国のプロパー保証として利用しています。ですから、その当時は県の一般保証の中で金利を下げたりしていたところですが、今回のような特に際立った中で金利を下げているのは珍しい。ここ10年来ではなかったのではないかと思います。

亀井委員

ですから、本当にリーマンショックというか、それが非常に大きな影響で、そこから尾を引いた状態でずっと経済の低迷が続いているということの裏返しかなと思います。これからも引き続きこういう経済対策に関してはしっかりと現在の経済の動向を見据えて、注視しながら取り組んでいただきたいと思います。

次の質問は、平成21年度の緊急経済対策融資の実績について、月々の返済期間の軽減を図るため、今おっしゃっていただきました融資期間の延長をしたということですがけれども、融資期間別にはどのようなになっているのか。また、先ほどおっしゃっていただいた借換えですね。この状況についてもお聞かせいただけますか。

金融課長

融資期間別の対応状況でございしますが、従前は平成20年11月まではこの緊急経済対策融資は最長7年でございました。平成20年12月5日から昨年21年5月31日までは最長8年となりました。それを昨年6月1日に10年まで伸ばしたところでございます。そういう意味では、平成21年度の実績で期間別の状況を申し上げますと、9年超10年以内の期間で御融資したものは、全体の比率の60.6%でございします。1,527億円のうち925億円がこちらにシフトしたという形になります。

昨年一時的に半年ぐらい8年になったことがございしますが、7年から8年の期間、これにつきましては、平成20年度は21%ですが、これにつきましては、平成21年度の実績でも12.6%になっています。そして、一昨年主流でありました6年から7年の融資期間で御融資したものは平成20年度は57.4%。これが21年度実績では12.4%と大きく下がったわけでございます。そういう意味では、最長期間が7年から10年になり、より融資期間の長い方へ大きくシフトしたということでもあります。

それから、借換の状況でございしますが、平成21年度の実績1,527億円のうち、借換で対応していたものが863億1,000余万円ということで、全体の金額ベースでは56.5%。これが緊急経済対策の借換利用の比率でございます。

亀井委員

借換の状況は非常に大きい数値ですよね。それでなおかつこの緊急経済対策融資に関しては、局長の御説明でもありましたように、平成21年度に関しては全体の59.1%、約60%。平成22年度に関しては全体の57.2%、これも大体60%ぐらいですね。先ほど私が申し上げましたように、今回の融資は非常に借りやすい。借りることが非常に簡単といえば簡単なんですね。1年から2年の据置期間なんかも、本当は1年で返さなければいけないものが2年間猶予されたということがあるわけなんです。そうすると、ちょっと先ほどの質問と

かとは矛盾した質問になってしまうんですけども、据置期間2年過ぎたときには確実に返済をしなければいけない時期が到来するわけなんですよね。これだけ借りやすい融資だと非常に返済しづらいのではないかなと思ってしまいます。要するに、景気が悪いときにのどから手が出るほど欲しいものとして、何とか従業員の給料とか運転資金として賄ったもので借りただけですけども、いざ返すときに、これが返済できるのかなという懸念があるんですけども、この辺のところはどのように考えていますか。

金融課長

据置期間2年ということでございますが、多分恐らく2年というのは最大でありまして、なかなか2年までは引っ張っておいていないかと思えます。遅くすれば遅くするほど総支払額が大きくなりますので、返済計画を含めて1年ちょっとくらいで融資返済の計画を立てていると思えます。据置期間が過ぎた後どうするのかということであれば、もし返済できない状況であれば、現在のところ昨年12月4日に中小企業金融円滑化法が施行されておりますので、来年の3月31日までは基本的に金融機関さんの方で、これは条件変更を取り扱えることになってございます。積極的に取り扱っていくということで、実績も公表しなければならない。まずは返済について金融機関と御相談して、経営相談をしながらその後の返済計画をしっかりと立て、条件変更を考えていくということになるかと考えてございます。

亀井委員

据置期間を利用すれば利用するほど利息的にも不利になってしまうということがありますし、本当にいざとなったときには金融機関の条件変更もあるよということなんですけど、その条件変更でも駄目で、代位弁済になってしまったと。代位弁済がこれからどんどん増えると仮定した場合、まず代位弁済自体の概要とはどのようなものか教えていただけますか。

金融課長

県の制度融資につきましては、金融機関、信用保証協会、県と連携した中での資金でございまして、御融資するのは金融機関でございまして、この制度融資には原則として県の信用保証協会の保証が付いてございます。緊急経済対策融資は100%保証でございまして、例えば返済が滞った企業が出た場合、おおむね60日程度で様子を見て返済がもう無理な場合、金融機関さんの方で御判断なさった場合は、代位弁済という形で信用保証協会がその債務を肩代わりいたします。

そうして、今度は金融債権が信用保証協会に移ることになります。信用保証協会は国の信用保険を掛けてございまして、まず代位弁済した金額の80%は保険で戻ってくることになります。残り20%が信用保証協会さんの負担となります。この負担につきましてはいろいろ県の代位弁済補助等がありますし、国の補助も入ることがございます。そういった仕組みで、金融機関が代位弁済した後は、信用保証協会が信用保険の仕組みの中で回収に努めておると、そういう形になっております。

亀井委員

非常に細かい話で恐縮ですが、今20%は信用保証協会の方でという話でした

ね。県も補助しているんだという答弁だったんですが、聞くところによると平成20年度から県の補助は凍結しているんだということもお聞きしているんですね。この凍結した分、リスク負担は大丈夫ですか。

金融課長

凍結したのは平成20年度でございます。それ以前に県が承諾したものが、現在でもデフォルトした場合、補助金を出すことになっております。平成20年度以後、新規に保証承諾した場合は、県の代位弁済補助が入らないという状態でございます。しかしながら、例えば20%のリスクの部分につきましては、セーフティネットである今回の緊急経済対策融資が国策であるという部分もございますので、現在のところ国が16%程度の補助金を出しております。そういった意味では県の助成がないところも、国の補助金でカバーされているとは認識しております。

亀井委員

余り細かい突っ込みはこの辺にしておくんですけども、結構リスクがある部分は国が補助しているんですけども、最終的に代位弁済自体もそうですけども、こうやってリスク管理ができていない20%くらいの部分、本当に微々たるものかもしれませんけれども、そういう部分も含めてしっかりとこれも監視をしていただきたいなと思います。

では、次の質問にいきます。平成22年3月から5月の期間限定で実施した新卒者等雇用対策特別融資なんですけれども、この取組の趣旨を確認したいんですが。また、実績はどうなっているのか。

金融課長

取組の趣旨でございますが、本年の2月の雇用局面におきましては、新規学校卒業者にとって就職氷河期の再来が危ぐされる時期でございました。特に平成21年12月末における本県の高等学校卒業予定者の就職内定率が、前年同期を10.5ポイント下回る67.6%という非常に厳しい数値で、47都道府県中44番目という厳しい状況ということでございました。

そのような状況下、本年の2月26日に緊急経済雇用対策が打ち出されておりました。この一環といたしまして緊急若年者就職支援対策の一つとして、この新卒者等雇用対策特別融資に取り組んだものになります。新卒者等雇用対策特別融資につきましては、厳しい経営環境の中にあっても、新卒者等を雇用し、新しい事業展開をしようとする中小企業者を金融面から支援するものでございまして、協賛金融機関は33行、手を挙げていただいております。これとの連携によりまして、保証料も入れまして1.5%の優遇金利で、9段階に分かれているんですけど、そのうち4段階につきましては0.45%から1.52%の特別保証料を設定しまして、3月5日から5月31日までの期間限定で実施したところでございます。6月末までの実績につきましては、先ほど局長の方から御報告しましたとおり、65件、21億円余ということでございます。

亀井委員

雇用状況は今までの御説明でもわかるとおり、相変わらず厳しいですね。今後は同様の取組というのはやはり必要になることも考えられるんですが、これについてはどのように考えられますか。

金融課長

今回の期間限定の融資は、現在のところ通常メニューに戻ってございます。限定期間 が過ぎた現在は、神奈川県中小企業制度融資フロンティア資金の中に、新たな事業展開対策の資金ということで、最近6箇月以内に新たに常時雇用をする従業員 を雇い入れた場合、そういう中小企業者を対象として資金融資を受けられる仕組みにしたものです。ただし、限定期間が過ぎましたので、金利は2.1%という 状況でございます。

今回のような期間限定での優遇金利を用いた融資につきましては、今後の雇用対策をバックアップする資金ということでございますので、今後の雇用情勢や雇用対策の展開の中で、検討をすることになると考えております。

亀井委員

これは3月から5月でしたから3箇月ぐらいの期間なんですよ。ですからこの期間の幅もしっかりともう一回見据えていただきたい。レートが結構変わってしまいますからね。その辺のところはやはり考えていただいて、もう一回検討いただければと思います。

次なんですけれども、ちょっと質問を変えて、多重債務問題の解決を目指したという名目で改正貸金業法が完全施行されたと聞いておるんですけれども、貸金業者への規制はどのようなものになったのか。再度これは確認したいと思います。

金融課長

改正貸金業法につきましては、平成18年12月に成立して以来、4段階で規制強化され、最終的にこの6月18日で4段階目の完全施行という状態になったわけでございます。

貸金業者へ対する規制ということで申し上げますと、大きく3点ございまして、まず は貸金業の登録要件の強化ということでございます。貸金業者の財産的基礎要件、これは最低純資産額が法人、個人を問わず2,000万円でしたが、5,000万円になりました。それから貸金業者の営業所等に必ず貸金業務取扱主任者、これは国家試験になっていますが、これに合格した者を必ず営業所ごと に設置しなければならないという仕組みになりました。

それから二つ目に、金利の問題がございまして。先ほどもちょっとお答えさせていただきましたが、出資法の上限金利29.2%から利息制限法の最高金利であります20%以下に引き下げられるということになりましたので、貸金業者については この金利を超える契約はできない。超えた場合は行政処分の対象あるいは刑罰対象ということになるということでございます。

三つ目は、貸金業者が個人に貸付けを行う場合、総量規制がございまして、それを 確認するために指定信用情報機関に加入して、個人の返済能力を確認をする。どのぐらい貸付残高があるか、あるいは個人でお借りになった方についてはそれを 登録していくという、そういう仕組みになっておりますので、貸金業者については個人に貸付けをする場合は指定情報機関に必ず加入をすることになって ございます。

亀井委員

今みたいな形で規制が強化されたということによって、廃業する貸金業者も

急増してくるのではないかと思うんですね。ヤミ金融化しないかとの懸念もあるんですけども、県としてはこういうことを抜本的にどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

金融課長

確かに廃業する貸金業者が神奈川県でも大分増えております。現在のところ業者数は80社に上ります。ピーク時は1,500社を超えていたときもありますけれども、例えば平成21年度の3月の末では108社、それがここ数箇月で80社まで減ってございます。平成20年度の末で見ますと170社でございました。さらにその前に戻りますと、平成19年度は280社ということで、この完全施行に向けた段階的な取組の中で一気に減少しているようになっています。

廃業した場合の貸金業者につきましては、残高債権がございましたので、その場合は貸金業法を遵守した上で債権の回収をすることは可能でございます。その範囲においては貸金業法の規制を受けるということでございます。そういう業者を我々はみなし貸金業者と呼んでおりますけれども、このみなし貸金業者が、回収を行うところでまた新たな貸付けをしてしまう。そういう意味ではヤミ金融化してしまうというおそれもございましたので、このことから神奈川県としては昨年、このみなし貸金業者に対しまして一応現地調査をしております。これは全国を取組の中でも初めてのことでございます。それを今後、今年につきましてもしっかりと調査して、ヤミ金融化しないような対応を図ってきたいと考えております。

亀井委員

分かりました。またちょっと質問の内容を変えてしまっても恐縮ですが、今、全国的にも危機管理というか、災害対策、又は今秋にも本当にはやってくるとはではないかというインフルエンザ対策なんかもあるんですが、そういうパンデミック時にですね、制度融資というのはクイックレスポンスというか、本当に審査の迅速性を要求されるのかなと思うのですが、そういう体制というのは今どのような形になっていますか。

金融課長

審査の体制といたしましうか、新たな危機対応のメニューということでございますれば、危機、例えば宮崎県の口でい疫、こういうものが神奈川に発生した場合、我々としては新たなそれに対応した資金メニューを発動させるということは当然想定しております。また、国の方でもある程度の地域で広域的に発生した場合は、セーフティネットの危機対応型のメニューというのが発動できるようにはなっております。

その前に大きいエリアでなく神奈川の県域だけであれば、その場合は神奈川県として緊急対応できるメニューを早速つくるといえるときがあると思います。過去これは、やはり牛の場合ですが、狂牛病と言っていいんでしょうか、過去の牛の病気のときも発動しております。それから横須賀の爆雷事故のときも、これはゼロ金利で新しいメニューをつくりました。そういうことでの対応をしていくということになると思っております。

亀井委員

今の質問に関連すると思うので、ちょっとお話を聞かせていただきたいんで

すけれども、口でい疫では、人には余り影響がないんですけれども、パンデミックで新型インフルエンザとかになったときには、この信用保証協会の職員にもかかる可能性ががありますよね。これはBCPの話なので、もしかしたら質が違つかもしれないですが、信用保証協会です信判断をできる人というのは限られていると思うんです。そのような形で事業継続みたいなものを考えなければいけないと思うんですけれども、それについてはどのように考えていますか。

金融課長

信用保証協会につきましては、昨年のインフルエンザがパンデミックになるおそれがあるということで、協会自身もBCP計画のようなものを作成してございます。

一昨年につきましても、信用保証協会は、インフルエンザのおそれがある者については1週間休ませる。そういう体制を信用保証協会自身で対応していた事実はございます。

あと、県自身の対応ということもございますが、そこは我々も昨年のインフルエンザのときのように全庁的な対応の中でしていくということを考えてございます。

亀井委員

ありがとうございました。では、次の質問に移りたいと思います。

次は、雇用対策の中でも障害者の雇用促進に向けた取組について、何点かお聞きしたいと思います。障害者の皆さんの社会参画、これへの意識が高まって就業の希望が増える一方で、この7月からは改正障害者雇用促進法が施行されるなど、障害者雇用を巡る環境も整備されつつあります。しかしながら、平成20年秋以降、雇用情勢は非常に厳しい状態でありまして、障害者雇用にあっても例外ではない。そこで今後の本県における障害者雇用の促進に向けた取組についてお聞きしたいと思います。

まず、本県の障害者雇用の現状について伺いたいと思います。直近の障害者雇用率はどうなっているか。またこの数年どのように推移しているのか確認させてください。

雇用対策課長

まず、障害者雇用率の現状でございます。企業の障害者雇用率につきましては二つのデータがございまして、一つは企業の本社所在地による集計、もう一つは事業所の所在地による集計の二つがございまして、いずれも直近の平成21年の数値で申し上げますと、まず本社所在地による集計では全国の雇用率が1.63%、これに対しまして本県は1.57%でございます。また、事業所の所在地による集計は、本県は1.75%ということでございます。

次に、ここ数年の推移でございますけれども、本社所在地集計では平成18年が1.41%、19年が1.45%、20年が1.49%、21年が1.57%と3年間で0.16ポイント上昇しておりまして、事業所所在地集計でもほぼ同様でございます。3年間で0.15ポイント上昇している。こういう状況でございます。

本県の障害者雇用率は上昇はしてございますけれども、しかしながら、いずれの集計におきましても法定雇用率1.8%には到達していないと、こういう状況でございます。

亀井委員

法定雇用率を達成していない企業の割合というのはどうなっていますか。また、企業の規模によっても違うと思うんですが、この辺はどうでしょうか。

雇用対策課長

未達成企業の割合でございますけれども、本社所在地集計のデータで見ますと、1.8%に達成していない県内の企業の割合は、平成21年6月現在で56.5%と半数以上の企業が未達成となっております。また、企業規模別の特徴でございますけれども、常用雇用労働者が1,000人以上の企業は約半数の企業が未達成ということでございますが、一方で、雇用率そのものは大幅に改善しております。平均の雇用率は1.84%と法定雇用率を超えているという状況でございます。

これに対しまして、500人から999人規模の企業におきましては、雇用率は県平均以上であるものの、未達成企業の割合は最も高く、約6割の企業が未達成となっております。また、それ以下の規模の企業につきましては、総じて厳しい状況にございまして、取り分け100人から299人の規模の企業にあっては、雇用率は1.26%と最も低い状況でございます。

亀井委員

この企業の規模によって雇用率も変わってくるんですけれども、それに対してどのような対策を打てますか。

雇用対策課長

県の障害者雇用の推進に当たりましては、副知事が座長となっておりまして、労働界それから経済界、さらには行政の代表で構成されます神奈川県雇用推進連絡会というものを設置してございます。毎年、その年々の目標や方策を定めておりますが、今年度も、企業等への働き掛けを掲げているところでございます。具体的には2点ございまして、一つは先ほど御答弁申し上げました未達成企業を中心とした働き掛けを引き続き行っていくという点が一つ。それから、この7月1日から障害者の雇用促進法が改正されてございます。その改正によりまして影響を受ける企業、具体的には障害者の雇用に当たりまして、雇用率を満たしていない企業は納付金が義務づけられておりますけれども、これまで301人以上であったものがこの7月1日から201人以上と、いわばハードルが上がってございます。そういった企業さんに対する働き掛けを新たに行うことと併せまして、これも同じように法改正がございまして、短時間労働者につきましても一定の条件の下でこの法定雇用率に算入されるという仕組みになってございます。したがって、短時間労働者を多く雇用されている企業さん、具体的には卸ですとか小売業さん、そういった業種に対しましても働き掛けをしていこうということで、今準備を進めさせていただいている。こういう状況でございます。

亀井委員

今回いろいろお聞きしているんですけれども、例えば障害者雇用の促進に当たって、国では企業に対して様々な助成措置を設けたりしているんですけれども、県としても障害者雇用のより進めるために企業に対して何らかのインセンティブを与えなければいけないと思うんですが、その点はいかがですか。

雇用対策課長

県では、知的障害者それから精神障害者を多数雇用している事業主さんであって、障害者の方々に対する職場におけるサポートをするための職場指導員を設置している場合、職場指導員1人当たりにつきまして月額5万円の助成措置をさせていただいているところでございます。

こうした助成措置に加えまして、今年度から障害者雇用に積極的に取り組む中小企業さんに対しまして、新たに県が認証する制度を設けたいと考えているところでございます。具体的には先ほど来御答弁申し上げているように、法定雇用率1.8%でございますけれども、県内の中小企業さんにおかれまして、その倍に当たります3.6%以上等の要件はございますけれども、そういった要件をクリアされている企業さんに対しまして、障害者雇用に積極的であることを認証しようという動きでございます。この認証をお受けいただきましたときの具体的なメリットでございますけれども、県が今後制定する予定でございますシンボルマークを企業の名刺ですとか封筒にお使いいただくことができる、あるいは県のホームページでその企業の取組の内容を公表する、さらにはハローワークの求人票にもその旨を記載できる、このような企業イメージの向上につながる仕組みを今検討しているところでございます。

亀井委員

分かりました。いろいろな方からお話を聞くと、今本当に障害児、障害者の数が少子化とはいえ増えていきますよね。ですからその方々の就学以降というか、アフタースクールがこれから非常に問題になると思うんですね。本当に就職にどう取り組んでいかなければいけないかということは、全国的な課題だと思うんです。今おっしゃっていただいたようなインセンティブ、シンボルマークを付けるよとかいろいろありますけれども、より実効性のある、企業が飛び付くというほどではないんでしょうけれども、そういうものをこれからもしっかりと知恵を絞って用意していただかないと、1.8%といえども、これからどんどん分母が増えます。数が増えますから、就職できない人の方が増えていくという状況があるので、その辺のところはしっかりとお願いしたいなと思います。

次は、就労はもちろんそうなんですけれども、採用されても職場に定着しないと真の障害者雇用の促進にはつながらないと思います。そこで、障害者の職場への定着を支援する取組が必要と思うんですけれども、これまでどのように取り組んできたのか、またこれからどのように取り組んでいくのかを含めてお伺いしたいと思います。

雇用対策課長

私ども県では障害者しごとサポーターという方を配置しておりまして、働く障害者の方々の支援をしております。具体的に申しますと全県を八つの地域に分けまして、一つの地域にお二人ずつ、合計16名の障害者しごとサポーターを配置しているところでございます。この障害者しごとサポーターの役割でございますけれども、大きく二つございまして、一つは職場を開拓するということが一つ。それからもう一つが、委員御質問の、定着のための支援ということでございます。具体的な活動といたしましては、例えば今委員がお話しになったようにアフタースクール、つまり就職におきまして何らかの課題が生じた場

合、実際そのサポーターが職場等に出向きまして、職務の内容ですとか職場の環境、そういったものをチェックしまして、障害者に対して、あるいはその雇用主さんに対して必要な助言をする。こういった取組をやっているところでございます。

それから、今後どのように取り組むかというような御質問があったかと存じます。今申しました障害者しごとサポーターでございますけれども、定着の支援に関する業務量が非常に増えていると。委員お話しのとおり、支援を求めてくる障害者の方が非常に多くなっています。

そこで、昨年度から新たに障害者就労フォローアップ支援事業というものを開始して ございます。これは具体的に申しますと、その障害者の就労支援に高い意識を持っている方々に、一定の講座を受講していただきまして、ジョブコーチとして活躍していただく。そのジョブコーチは2種類ございまして、一つは定着支援に必要な企業さんに実際に派遣をするジョブコーチ。もう一つは企業さんの社員に参画していただきまして、御自分の企業の中で活躍をしていただく企業内育成型のジョブコーチ。この二つのジョブコーチの養成に取り組んでいるというところで ございます。

こういったジョブコーチと障害者しごとサポーターをいわば両輪といたしまして、今後とも障害者の定着支援に力を注いでまいりたいと考えております。

亀井委員

今お話しいただいた障害者しごとサポーターですね、これは8地域に16名。ですから各地域ごとに2名ずつということなんですけれども、地域を八つに分けるという考えももちろんあると思うんですけれども、サポーターを必要としている方々の数というのはやはり偏在しているのではないかなと思うんです。各地2名ずつで大丈夫だったんですか。今後大丈夫なんですか。

雇用対策課長

委員おっしゃるとおりで、地域によって障害者の方々の人口は偏在してございます。したがって、県の機関として、私どもの出先機関としてでございますけれども、横浜の障害者の就労相談センターに福祉の専門職が大勢ございますので、そういった所により必要なバックアップ体制をとっているということでございます。

亀井委員

これは定着に向けては業務量も非常に多いということもあって、ジョブコーチということなんです。これは他県での取組というのはどうなんです。

雇用対策課長

名前はまちまちかと思えますけれども、他県で取組をされているところがあると伺っております。ただ、私どもはオリジナルと言いますか、養成に当たっても独自のカリキュラムを設けて養成をさせていただいているということでございます。

亀井委員

先ほどからのお話にありますように、若年者の雇用も非常に厳しいですし、それに輪をかけて障害者の雇用というのは厳しいと思うんです。これをフォローアップしていくのはやはり行政の仕事だと思いますから、この雇用率の達成

度も含めて、これから私もしっかりと注視していきますので、しっかりと取組を、各局との連携も含めて、市町村との連携も含めてお願いしたいということを要望して質問を終わります。

日下委員

日下です。よろしく申し上げます。私もまずはじめに障害者の就労について伺いたいと思います。今の亀井委員と重ならない部分で質問させていただきます。

まず、県内に6箇所、障害者就業・生活支援センターというのがありまして、県も一部補助金を出しているようなんですが、このサンシティひらつかというところのお話を先日伺いました。もし分かればこういうところでの障害者の方々が相談される、一番大きな課題というのは何なのか。分かれば教えてください。

雇用対策課長

今委員お尋ねの、障害者就業・生活支援センターについて、私ども県の役割としては、この障害者就業・生活支援センターの指定業務をやらせていただいているということでございます。若干御質問にはないところではございますけれども、この障害者就業・生活支援センターの業務は大きく分けて二つございまして、一つは就労の支援、それからもう一つは生活面の支援ということでございます。

就労の支援につきましては、やや制度が複雑でございますけれども、国が業務委託をしている。それから生活面の支援につきましては、保健福祉局が助成、あるいは委託をしていると。こういう中で私どもはこの障害者就業・生活支援センターの指定業務について法に基づいた業務をさせていただいているというところでございます。

そこで、今委員のお尋ねの課題ということでございますけれども、この障害者就業・生活支援センターは、正に障害者の方々が自立できるためのステップアップの機関でございます。したがって、就労面におきましては、その生活習慣も含めればスキルアップ。それから生活面につきましては、例えば金銭管理や健康管理をやられていると伺っております。

その課題でございますけれども、先ほどの委員の御答弁とも重なるところでございまして、今、就職状況が大変厳しい中で、この障害者就業・生活支援センターを利用される方は、自立をするためのスキルアップもしなければならないという方々が比較的多く利用されているという実態でございます。そのため、正規雇用に結び付きにくいという状況があると伺っているところでございます。